

II 広島県動物愛護管理推進計画の見直しについて

1 見直しスケジュール

平成24年度第2回推進協議会において、国の動物愛護管理基本指針が見直され次第、その内容に沿い、県動物愛護管理推進計画の見直しを行うこととした。計画の見直しは、スケジュールに従い、平成25年度中に実施する。

年 月	平成25年												平成26年					
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
環境省	改正政省令 公布	→																
	改正基本 方針公布	→																
推進協議会等 開催	協議会					協議会												
見直し素案検討						幹事会												
見直し原案検討																		
見直し最終案検討																		
パブリックコメント																		
起案・決裁																		

2 国の動物愛護管理基本指針案の主な改正内容

(普及啓発)

- ・「終生飼養」、「繁殖制限」については、積極的に広報する。

(適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保)

- ・平成16年度比、75%減となる殺処分数（概ね10万頭）を目指す。
- ・インターネットを活用し、努力義務規定として明文化された返還・譲渡の推進を行い、殺処分数の更なる減少を図る。
- ・虐待の具体的事例が明記されたこと及び愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことの周知徹底を行う。

(動物による危害や迷惑問題の防止)

- ・地域猫対策について、地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援を含め、飼主のいない猫を生み出さないための取組を推進し、猫の引取り数を削減する。
- ・特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけでなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施し、理解させるよう指導する。

(所有明示措置の推進)

- ・所有明示措置の必要性に関する意識啓発を図り、犬猫の所有明示実施率の倍増を図る。特にマイクロチップの普及を推進する。

(動物取扱業の適正化)

- ・現行登録制度の遵守を引き続き推進する。また、犬猫販売業に係る特例、現物確認・対面説明の義務化、第二種動物取扱業の届出制度等、新たな規制の着実な運用を図る。

(災害時対策)

- ・「所有者責任を基本とした同行避難」及び「避難時の動物の飼養管理」並びに「放浪動物等の救護」等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図る。

(人材育成)

- ・動物愛護推進員等の人材の育成を更に積極的に推進していく必要がある。
- ・適正飼養に関する専門知識及び技能等を保持する人材をより活用していくため、人材情報を関係者間で共有する仕組みを検討する等、官民連携事業を推進する。

(動物愛護管理推進計画の策定に関する事項)

- ・基本指針と整合性を確保するため、計画期間は、原則として平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間とする。
- ・基本指針の改定に合わせて中間的な目標の設定等必要な見直しを行う。